

(様式 2)
処分基準（不利益処分関係）

		担当課	林業政策課	検索番号	1-2
法令名	森林組合法	根拠条項	113-1		
不利益処分	法令等の違反に対する措置命令				
森林組合法（昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号） （根拠規定） 第 113 条第 1 項 行政庁は、第 110 条の規定による報告を徴した場合又は第 111 条の規定による検査を行 った場合において、その組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、その組 合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。					
（処分基準） 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について（平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知） 2 不利益処分（処分の基準） （2）法第 113 条第 1 項の規定による法令等の違反に対する措置命令に係る処分の基準は、 同項の規定のとおりとする。					
（その他）					